

8. 生活・産業

1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現【最重点】

1 サステナブルファイナンスの先進都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和6年6月4日には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組む、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。都としても今年度、TOKYOレジリエンスボンドを発行し、世界の金融市場に都の気候変動適応策を伝え、海外からの投資資金を呼び込むこととしている。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

<具体的要求内容>

(1) 国内資産運用業の活性化

- ア 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- イ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。
- ウ 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。
- エ 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。
- オ EMが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。

(2) 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ア 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。
- イ 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、今年 3 月にサステナビリティ基準委員会から公表された我が国最初のサステナビリティ開示基準に基づき着実な開示を促し、開示された情報の信頼性を確保するための必要な仕組みを早期に整備するほか、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- ウ アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に引き続き取り組むこと。
- エ インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、昨年創設された「インパクトコンソーシアム」及び関連分科会において議論されている、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを踏まえ、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- オ カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

(3) 海外の資産運用業者を通じた投資を促進

- ア 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- イ 海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対する

PE（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じること。

（４）家計金融資産による投資を拡大

ア 国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

また、同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。

イ 令和6年から導入されたNISAの新制度を含め、個人の安定的な資産形成の重要性や新たな制度等の理解促進に取り組むこと。

ウ 被相続人のNISA口座内の資産について、相続人のNISA口座へ年間投資上限額の別枠（ただし、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。

エ 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のSDGs投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

オ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

（５）都内企業のサステナブル経営促進に向けた環境整備

ア 世界のキャッシュレス化の動向を踏まえ、キャッシュレス決済の手数料負担低減など、中小・小規模事業者も含め、更なる普及促進につながるよう、キャッシュレス化に関する環境整備を図ること。

2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・法務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局・スタートアップ戦略推進本部・政策企画局)

スタートアップへの資金拠出促進に向け、VC等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などWeb3をリードする視点をもって取組を強化すること。また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国が「スタートアップ育成5か年計画」を、都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を打ち出し、共に取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成を強力に進めていく必要がある。必要な成長資金を呼び込み、成長を支える環境づくりを進める等、国と一体となった取組の推進が重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家とスタートアップ等の成長企業をつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

(1) スタートアップへの投資を拡大

ア 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

イ 投資信託等について、上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、

個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

(2) Web 3をリードする環境整備

ア Web 3の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産の発行や流通に係る明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

イ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 海外から支援を呼び込むための環境整備

ア 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ 海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

3 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局・政策企画局・財務局・教育庁)

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報と呼び込むゲートウェイとして日本・アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文IR情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

<具体的要求内容>

(1) 英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア プライム市場における英文IR情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。

また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ 国内企業の英文IR情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発したAI翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ 都とFinCity.Tokyoが進める英文IR情報開示支援事業(Disclosure G)の取組を全国で展開すること。

エ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

- オ 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- カ 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
- キ ビジネスに必要な在留資格の申請や会社設立に係る諸手続について、東京開業ワンストップセンター以外でも英語による記載・申請を可能とするなど、行政手続の英語対応、簡素化を進めること。
- ク 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- ケ 国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。
- コ ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- サ 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。

(2) 在留・生活環境のグローバル化を推進

- ア インターナショナルスクールの充実への支援等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- イ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
- ウ 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。
- エ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- オ 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
- カ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- キ クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
また、外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

(3) エコシステムを支える人材を育成

- ア サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。
- イ サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- ウ 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

4 国や関係者と一体となった更なる海外プロモーションの強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることについてリアルタイムで伝わるよう、国、関係者が一体となって発信に取り組むこと。

<現状・課題>

都はこれまでも、官民連携金融プロモーション組織であるフィンシティ東京と一体的に、海外目線での積極的な情報発信を行っているが、海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境が整ってきていることがリアルタイムで届いていない。

<具体的要望事項>

海外の投資家や金融関係者などに対し、金融・資産運用特区の創設や様々な規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることがリアルタイムで伝わるよう、海外目線での積極的かつ明瞭な情報発信に努めること。

2 スタートアップ支援の推進【最重点】

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業数及びユニコーン数を拡大し、世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくため、都が進める「Tokyo Innovation Base (T I B)」に参画し、都及びT I Bに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム創出に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、「スタートアップ育成5か年計画」において、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像を掲げ、「骨太の方針2024」においても、スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応など具体的な施策展開の方針を明らかにしており、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進行している。

また、都がスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において構想を掲げた「Tokyo Innovation Base (T I B)」は、昨年5月のグランドオープン以降、スタートアップやその支援者が集まり交流する一大拠点となっている。

これらの拠点をより効果的な場としていくために、全国各地や世界の拠点との連携や多様な支援プログラムの提供やネットワークの形成など、T I Bを結節点としたエコシステムの大きなプラットフォームを創り上げ、スタートアップ創出に社会全体で取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

T I Bにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ創出支援が展開されるよう、国のプログラムのT I Bでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

2 世界からスタートアップ支援者を呼び込むための取組の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

一方で、日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、様々な取組を進めている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局
・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

<現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、令和6年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は令和6年度、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となるデータベースを構築し、全国の自治体との連携を開始した。国においても都と連携して官民協働を促進するための取組を行うこと。

都や区市町村、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・政策企画局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、国と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

5 アンブレプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアンブレプレナーシップ教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代アンブレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、国が発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、アンブレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアンブレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的なアンブレプレナーシップ教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、令和4年のGlobal Entrepreneurship Monitorの調査では、起業家という職業を評価する国民の割合は23.7%と43か国中最下位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、令和7年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は39.1%と、昨年の45.8%を下回っている。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアンブレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアンブレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアンブレプレナーシップ教育を実施すること。

3 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、周波数帯別の内訳を含めた通信事業者別・都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする5Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長を十分に発揮するには、sub 6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「新たな目標に基づく5Gインフラの整備状況（令和5年度末）の公表」（令和7年2月12日）では、「サブ6展開率」の考え方が示され、sub 6帯の整備目標と都道府県別整備状況が公表されたものの、sub 6帯及びミリ波の通信事業者別・都道府県別整備状況が示されていない。

（2）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、1社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は3分の2となっているが、通信困難地域へ1社が新規整備する場合の補助については、補助率が2分の1となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

（3）携帯電話基地局の強^{じん}靱化

令和6年能登半島地震では、伝送路の切断や停電等により基地局の停波が起きた。有事の際には、避難や救急・救命活動において通信が重要な役割を果たすため、首都直下地震や台風などの自然災害に備え、基地局の強^{じん}靱化を推進し通信を確保していくことが重要であり、今年度災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業が創設された。この事業により、国民の命を守るという観点から、発災後72時間の停電対策や衛星通信^{じん}を活用した多重化など、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めるべきである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- （1）5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、sub 6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成すること。
また、「サブ6展開率」の考え方にに基づき、都道府県ごとの各メッシュの整備状況を通信事業者別に開示するとともに、ミリ波における通信事業者別・都道府県別整備状況についても開示すること。
- （2）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できる

よう、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。

また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化^{じん}を国が責任を持って早期に進めること。

参 考

(1) から (3) まで国施策の根拠法令・計画

- ・ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・ 総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和7年1月15日総基移第836号）
- ・ 総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和62年2月14日郵政省告示第73号）
- ・ 総務省「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」（令和6年7月17日）
- ・ 総務省「新たな目標に基づく5Gインフラの整備状況（令和5年度末）」（令和7年2月12日）

4 OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備促進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

公衆無線 LAN を通信インフラとして国の整備計画等に位置付けるとともに、WBA が推奨する国際規格であり安全で利便性の高い OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備促進に向け、積極的な普及啓発及び財政支援を行うこと。

<現状・課題>

誰もが無料で使うことができる公衆無線 LAN は、携帯電話回線が輻輳^{ふくそう}のために利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、災害や通信障害時の代替の通信手段として有効である。災害時でも効果的に情報を受発信するためには、公衆無線 LAN の整備が不可欠であることから、通信インフラとして位置付ける必要がある。

しかし、その利用に当たっては、情報漏洩^{えい}等セキュリティの確保が課題(※1)であり、加えて、移動するたびに接続し直す手間が生じ、利便性が低い点も課題となっている。

そのため、都は、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定し、OpenRoaming規格を採用した公衆無線 LAN の展開を行っている(※2)。

OpenRoamingは、Wireless Broadband Alliance(WBA)が推奨する国際規格の公衆無線 LAN の認証基盤であり、セキュリティを確保しつつ、一度設定を行えば、都度登録を行うことなくシームレスに接続できるという特徴を有し、上記の公衆無線 LAN の課題を解決した規格である。

また、OpenRoamingは欧米を中心に300万を超えるアクセスポイントの整備(※3)が進んでいる。国内においても、令和7年に日本国際博覧会を開催している大阪府(※4)や鳥取砂丘コナン空港(※5)で導入されるなど広がりを見せている。

こうした利点を持つ、OpenRoaming対応公衆無線 LAN の整備を加速させるために、施設管理者向けの整備に関するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組む必要がある。

また、OpenRoamingの認知度は、14%(※6)と低く、国内では利用できる施設が少ない上に、整備に関しては施設管理者の財政的負担が大きいという課題があるため、公共施設や民間施設等に積極的な普及促進が図られるよう支援を行っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 公衆無線 LAN を通信インフラ整備の計画に位置付けること。
- (2) OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN について、施設管理者向けの整備に関

- するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組むこと。
- (3) OpenRoaming 対応公衆無線 LAN 整備のため、施設管理者への補助金などの財政支援を行うこと。
 - (4) 公共施設等への公衆無線 LAN 整備を行う際は、OpenRoaming 等の国際的な公衆無線 LAN ローミング基盤に対応するよう国が率先して啓発すること。

参 考

- ※1 令和7年2月25日付総務省「無線 LAN (Wi-Fi) の安全な利用 (セキュリティ確保) について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/
- ※2 令和5年3月29日付東京都プレスリリース
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/29/07.html>
- ※3 Wi-Fi NOW BREAKING NEWS January 25, 2024
<https://wifinowglobal.com/news-blog/enea-openroaming-is-a-revolution-in-connectivity-access-eneas-new-paper-on-openroaming-here/>
- ※4 令和6年9月25日付大阪観光局プレスリリース
https://wi2.co.jp/release/upload/20240925_Osaka%20Free%20Wi-Fi%20OpenRoaming.pdf
- ※5 令和7年1月25日付鳥取砂丘コナン空港お知らせ
<https://www.ttj-ap-bld.co.jp/news/detail/197>
- ※6 【令和6年度】インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査 (公表準備中)

5 島しょ部における地デジ放送の安定的な視聴

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における地上デジタル放送の安定的・継続的な視聴環境を確保すること。

<現状・課題>

総務省は、地上アナログ放送終了までに地上デジタル放送の受信環境が整備されない世帯、いわゆる「デジタル難視世帯」に対し、地上系放送基盤の整備（以下「恒久的対策」という。）として、中継局や共聴施設の整備等を進め、これらについて、平成27年3月末に対策が完了したとしている。

また、恒久的対策完了までの間、暫定的に総務省が日本放送協会及びテレビジョン放送を行う民間の地上基幹放送事業者と共同で実施していた衛星セーフティネット事業についても平成27年3月末をもって終了している。

しかしながら、島しょ地域においては、テレビ受信機による地上デジタル放送の視聴に当たり、ブロックノイズやブラックアウトが発生するなど、安定的な視聴が困難な難視聴地域がある。

一方、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で地デジ放送のブロードバンド代替が検討されたものの、令和6年12月に出された「在り方に関する取りまとめ」は、島しょ地域では波の影響により映像が乱れるフェージング現象により受信障害が発生するが、そのことを踏まえた内容になっておらず、島しょ地域の実情に応じた内容となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 島しょ地域においても、地デジ放送の安定的・継続的な視聴環境を提供するよう放送事業者に対して引き続き指導すること。
- (2) 島しょ地域の実情に応じた難視聴地域の解消に向けて、ブロードバンド代替について引き続き検討し、国が責任をもって対策を講じること。

6 次世代モビリティの社会実装の推進【最重点】

1 自動運転の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・交通局)

L 4 自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全かつ実用的な技術水準の向上を図るため、より一層の事業者向け技術支援を進めるほか、事業化に向けた初期投資への支援、都民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

<現状・課題>

公共交通へのニーズが複雑化・多様化し、深刻化するドライバー不足の解消や高齢者の移動の確保という点においても、自動運転の早急な社会実装が求められている。

全国各地で自動運転のレベル4実装に向けた運行が開始する中、都においても、自動運転の「推進区域」を設定し、地元自治体、事業者と一体となってレベル4実装に向けた運行を開始するとともに、ガイドラインの公表や運行経費及び社会受容性向上の取組への補助など、多角的な支援を実施している。

一方で、事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に進歩する生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

他方で、日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベーティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の

社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

また、更なる社会実装の加速のためには、地域の実情に応じた走行データの蓄積や学習が重要であり、事故発生時の調査や責任判断、地域住民の理解促進など、自治体や事業者等が公道での実証を継続できる環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

早期に安全かつ実用的な自動運転の社会実装に向けた技術水準の向上を図るため、技術開発を行う際に、生成A Iの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、技術支援に努めること。

また、自動運転の事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう事業化に向けた初期投資への支援を行うこと。

加えて、都民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる分かりやすい情報を発信するほか、都民などが自動運転の効用を実感できる場づくりを行うこと。

さらに、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すとともに、更なる社会実装の加速に向けて、公道実証における事故責任の在り方の議論や地域住民の理解促進など、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

2 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めること。また、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等への支援、将来の羽田空港アクセスの実現に向けた検討を推進すること。

<現状・課題>

国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、令和4年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、令和5年12月に「バーティポート」整備指針が制定されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会の下に設置された離着陸場WGへ参画を図り、2030年代の市街地への展開に向け、型式証明や空域・運航基準など国の動向も踏まえ、SusHi Tech Tokyo2024で都内初となるデモフライトを実施するなど、社会受容性の向上、技術実装支援、離着陸場整備支援等を推進している。

また、都における社会実装の実現を加速させるため、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、ユースケースや社会実装に向けた課題、課題解決に向けた取組などの議論を踏まえ、ロードマップを精緻化し、商用運航に向けた実装プロジェクトを進めている。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となるおそれがある。

また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も考えられる。

加えて、いまだ空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、一層の社会受容性の向上に向けた取組や、将来の空飛ぶクルマの普及と高密度化を見据えた交通管理手法の整備、都内において活用ニーズの高い空飛ぶクルマの羽田空港アクセスの検討が求められる。

<具体的要求内容>

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において型式証明や交通管理

等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、進入表面の確保や、屋上ポートや浮体式ポートの技術基準、将来の普及と高密度化を見据えた交通管理手法などについて適切な方向性を示すとともに、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて検討を進めること。

なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行のバーティポートの整備指針について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等において、暫定的なポート及び機体格納施設の確保や羽田空港の活用など、必要な協力を行うとともに、将来の羽田空港アクセスの実現に向けて検討を進めること。

7 地方消費生活行政に対する財政支援

(提案要求先 消費者庁)

(都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政推進のため、地域の実情を踏まえた十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

現状、国は、平成 29 年度までに開始した消費生活行政の充実・強化に関する事業の経費について、「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行っているが、最長で令和 7 年度までとしている。

平成 30 年度以降に開始された事業については、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行っているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、使途が限定的であり、補助率も原則として 2 分の 1 と下げられている。

もしこのまま「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」による財政支援が令和 7 年度までで終了することになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や高齢者の見守りの取組など、地域の実情を踏まえた現行の取組の継続が困難になるおそれがある。加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットや SNS の普及などの社会環境の変化に伴って次々と生じてきている新たな消費者被害に対する取組なども対応が難しくなる可能性があり、結果として地方消費生活行政の後退を招くことが危惧される。

<具体的要求内容>

第 5 期消費者基本計画を鑑み、地方消費生活行政推進のために、地域の実情を踏まえ、必要な財源を継続的・安定的に確保した上で、平成 29 年度までと同等以上の十分な財政支援を行うこと。また、今後の財政支援制度について、区市町村が円滑に予算措置できるよう早期に情報提供すること。

8 霊感商法等による消費者被害の救済の実効化

(提案要求先 消費者庁)

(都所管局 生活文化局)

- (1) 霊感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大に努め、消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

<現状・課題>

霊感商法等による消費者被害に対応するため、国は新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の策定並びに消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の改正を行い、令和5年1月に施行した。

新法は法施行後2年を目途として、改正法は施行後5年を経過した場合に施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。

都においても、都民の不安の払拭、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るため、霊感商法等に係る注意喚起情報の継続的な発信や各種窓口での相談対応を行っているが、霊感商法等による消費者被害の防止及び救済の実効化を図るためには、関連法が適切に施行されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 霊感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応

(提案要求先 文部科学省・法務省)
(都所管局 生活文化局・政策企画局)

旧統一教会について、都民の不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

<現状・課題>

宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）について、国は、解散命令請求事由に該当するとして、令和5年10月、解散命令を裁判所に請求した。令和7年3月に東京地裁は解散を命令したが、旧統一教会は即時抗告したところである。文化庁の発表によれば、民事判決において同宗教法人に対する損害賠償請求を認容されるなどした人数は169人、認容金額等の合計は約22億円、訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む全体では、約1,550人、解決金等の総額は約204億円に上るとされている。

都は、これまで、消費生活や福祉、人権など、関係機関で連携しながら都民からの相談に応じてきた。また、旧統一教会が令和4年4月多摩市内に取得した土地（約6,300㎡）の利用について、地域住民から不安の声が上がっていることから、都庁横断的な体制を構築するとともに、多摩市等関係機関とも連携し、対応してきた。さらに、国の解散命令請求を受け、関係局による庁内連絡会議を設置し、各局が一体となって必要な対応の検討、実施を進めている。

一方で、司法判断が確定するまでの間は、宗教法人としての活動は継続されることから、これまで以上に、地域住民及び都民からの不安の声が高まることが危惧される。また、その間、宗教法人内の合議などにより財産を処分できるため、財産の移動等により、被害の賠償に必要な財産が散逸する可能性も指摘されている。

国は、被害者救済特例法を施行するとともに、令和6年3月に旧統一教会を指定宗教法人に指定したところであるが、都民の安全・安心な生活を確保するためには、引き続き国の適切な対応が不可欠である。

<具体的要求内容>

旧統一教会について、不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和6年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、国際情勢等により、景気の先行きに不透明感がある中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

1 1 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、
財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げるとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」においては、文化資源の魅力向上や発信強化、地域における文化芸術振興拠点の整備・充実等を推進すべき施策として示している。

都は、これらの国の方針も踏まえ、2030年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を令和4年3月に策定し、芸術文化を通じた人々のウェルビーイング向上やアーティスト等の育成・支援など様々な取組の展開を通じて「躍動」と「豊かさ」が両立した社会の実現を目指している。

今後は、2025年の世界陸上やデフリンピックを契機とする芸術文化へのアクセシビリティ向上の一層の推進や、東京のアートシーンを世界に発信する取組として都内で開催される官民の芸術文化イベントをつなぎ合わせた新たな文化芸術祭の構築のほか、日本の礎を築いた「江戸」の歴史や、文化の魅力と価値を世界遺産登録も見据えて発信することに注力することとしており、これまで以上に文化庁との連携を強化していく必要がある。

また、国立劇場の建替計画の遅延により歌舞伎や文楽の代替施設として新国立劇場が長期使用され、都が所管する東京文化会館や東京芸術劇場も近く施設改修を予定する中、改修期間中のバレエ・オペラの公演活動及び鑑賞機会等の減少に対して業界団体から強い懸念が示されており、国の施設も含めて相応規模の施設を緊急的に確保することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、文化芸術予算全体を増額し、文化芸術振興費補助金事業など地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進する財源について、継続的、安定的に確保するとともに、日本の実演芸術振興の中核として多種多様な公演を通じたファン層の拡大や担い手の育成を推進する都内の劇場・音楽堂に対して十分な支援を行うこと。
- (2) 東京のアートシーンを国内外へ発信するために国や民間などと連携した取

組、具体的には、創造性・国際性の高い作品をはじめ多彩な舞台作品で幅広い層を惹きつける舞台芸術祭の展開や、都内に点在する優れたコンテンツをつなぎ合わせ新たな文化芸術祭として国内外へ一体的にプロモーションする等の取組に対し、積極的な支援を行うこと。

- (3) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (4) アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援、文化施設における情報保障の充実に向けた取組への支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (5) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) アート市場の活性化やアーティストの持続的活動につながる法制度や施策の検討を国として進めるとともに、これらに向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。
- (7) 国立劇場の建替計画を端緒とするホール・劇場問題を全国が一体となって芸術文化を活性化させる契機と捉え、国が主催するオペラ・バレエ公演を代替施設で実施して空いた枠を民間団体等に貸し出すなど、ホール及び劇場を確保するために、国として必要な施策を行うこと。あわせて、国の施設も含めて国内既存施設の更なる有効活用を図り、全国のホール・劇場が今後とも発信拠点としての役割を果たしていけるよう、国は必要な支援を行うこと。
- (8) 現代東京の基盤となっている江戸文化について、有形・無形の文化資源やその歴史的背景等を発信し、国際的に魅力を浸透させていく取組に対し、必要な支援を行うこと。

1 2 M I C E 推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) M I C E 誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、M I C E 開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点から I T 関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進による M I C E 誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

M I C E は新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、コロナ禍の収束後は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されてきており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。

都では、令和5年1月に策定した「東京都 M I C E 誘致戦略 2023」に基づき、M I C E 誘致を展開しているが、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内での M I C E 開催を増やしていくためには国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、M I C E 開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) M I C E に関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有する M I C E 開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。
- また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

1 3 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

【最重点】

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) 観光目的で来訪する旅行者に対して、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

令和6年の訪日外国人旅行者は3,600万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上やDXの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションや、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京2020大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、

観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

- ③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。
 - ④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

1 4 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 総務省・文部科学省・出入国在留管理庁)
(都所管局 生活文化局)

国は、多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

<現状・課題>

国内の在留外国人数は 376 万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内には全国の約 20%に当たる約 74 万人の外国人が暮らし、都内総人口の 5%を超えている(令和 6 年末現在)。令和 5 年に国立・社会保障人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によれば、50 年後の日本の総人口に占める外国人の割合が 1 割を超える予想が出されたが、急激な少子化により大幅に早まる可能性もある。

国は、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示している。

また、文化庁により公布・施行された、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第 48 号。以下「日本語教育推進法」という。)や、出入国在留管理庁が公表した「外国人との共生社会に向けたロードマップ」においても、共生社会実現のための施策の策定及び実施について明記され、その実施に当たっては地域の状況に応じ推進することとされている。さらに、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正入管法」という。)が令和 6 年 6 月に公布・一部施行され、日本で暮らし続けるための人材を確保するため環境整備が進められている。

しかし、これらの法律やプラン等において、国の多文化共生施策の推進に対する統一的な見解や、国や地方自治体、企業、市民団体等各主体の役割分担などが示されておらず、地域の取組状況や体制が明確でない。

改正入管法等の影響により、今後ますます在住外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、外国人が地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。

<具体的要求内容>

(1) 国は、次の施策を主体となって実施すること。

- ・ 省庁横断的に施策を推進する体制を整備するとともに、地方自治体によっ

て取組に格差が生じないように、また地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう基本法を定めること。

- ・ 外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対し、多文化共生社会への理解促進を継続すること。
 - ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進を、地方自治体等に任せるだけでなく、国としても全ての外国人に日本語学習等の機会を提供すること。
- (2) 国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。
- ・ 地域の状況に応じた日本語教育を着実に推進するために、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において必要な予算を確保すること。
 - ・ 各地域が現場の実情を踏まえ、必要な相談体制等が維持確保できるよう、「外国人受入環境整備交付金」の予算を十分確保すること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

376万8,977人

(2) 在住外国人数（東京都）

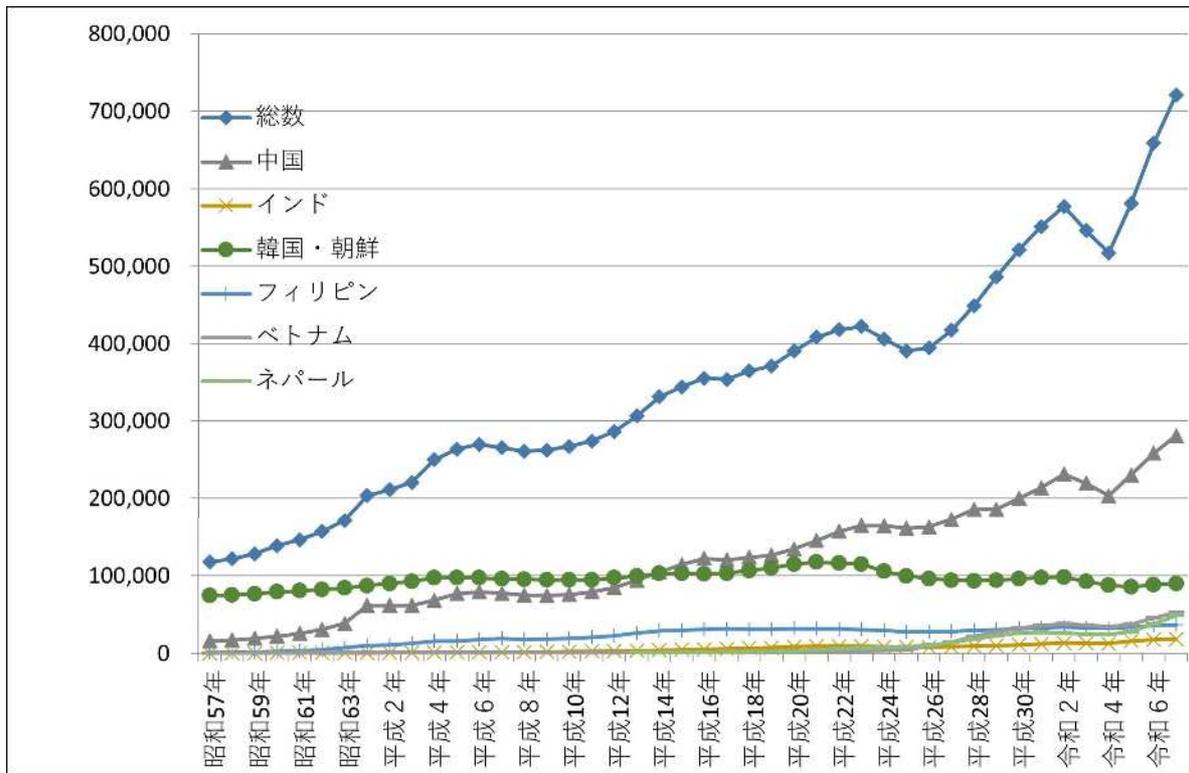
73万8,946人

[国籍・地域別外国人数上位5]

- ・ 中国 286,200人
- ・ 韓国・朝鮮籍 96,808人
- ・ ベトナム 54,223人
- ・ ネパール 49,104人
- ・ フィリピン 37,603人

※ 法務省統計「在留外国人」（令和6年末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）



東京都総務局「外国人人口」

15 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制の対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。

また、令和5年度税制改正では一部において課税の繰延から非課税の措置とする拡充が図られ、令和7年度税制改正では再投資期間が延長された。

しかしながら、控除対象上限額については、依然として令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ縮小されたままとなっている。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する更なる税制措置を講じること。

1 6 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた 制度改善【最重要】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置を講ずること。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年「都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）」を制定するとともに、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法改正から 10 年を迎える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が 80 歳以上となる令和 12 年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成 28 年「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

なお、国は、平成 29 年、一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- (1) 相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。
- ① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。
 - ② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。
 - ③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地を相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。
 - ④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。
 - ⑤ 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- (2) 都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。
- ① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱とすること。
 - ② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように、畜舎特例法の対象地域を拡大すること。

1 7 新規就農者の経営安定への支援

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

新規就農者育成総合対策について、市街化区域で新たに農業を始める方が、経営開始資金の交付対象となる仕組みとすること。

<現状・課題>

東京都では、農業の担い手を確保・育成するため、農外等からの新規就農希望者の就農や定着支援に向け、様々な施策を展開している。この一つとして、農業を始めて間もない方の営農開始時期の生活を支えるため、国の制度である新規就農者育成総合対策の経営開始資金を活用した支援を行っている。

この経営開始資金について、国は現在、市街化区域内も含め、地域の話合いにより策定した計画に基づき営農を開始した農業者を対象に交付している。

しかし、令和5年4月に、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の農業を取り巻く喫緊の課題に対応するため改正された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）が施行され、将来の農地利用の姿を明確にするため、市街化区域を除いて地域計画を策定することが義務付けられた。

これに伴い、令和7年度から、経営開始資金の交付対象が、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定されることとなった。

東京の農業は、約6割が市街化区域内にある農地で営まれているため、都内の多くの地域において新規就農者は交付対象外となり、東京農業の振興に大きな影響がある。

都は、市街化区域の自治体が、農業の活性化に向けた計画を策定する場合に支援を行っており、東京農業の更なる発展に向け、こうした市街化区域内において、新たに農業を開始する方々へも確実に支援ができる仕組みが必要であることから、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

市街化区域内での新規就農者が、経営開始直後の経営確立を早期に図れるよう、経営開始資金の交付対象を、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定せず、市街化区域内の基礎的自治体が同様の計画を策定した場合にその地域で営農する農業者も含めること。

18 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成31年4月から順次施行され、令和2年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和5年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。

また、令和6年4月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限

規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和2年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和7年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、令和4年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、特に令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、引き続き、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。

- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。

また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	令和5年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	令和7年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、サテライトオフィス勤務等の促進を図る支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント (TDM)、テレワーク、時差 Biz」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業(従業員 30 人以上)のテレワーク導入率は約 6 割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題(コミュニケーション不足等)に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。

また、令和 7 年 4 月施行の改正育児・介護休業法では、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容にテレワークが追加されている。今後は、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 育児・介護休業法に、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
- (4) 自宅でもオフィスでもないサードプレイスとして、サテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進を図る支援を行うこと。
- (5) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業

員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。

- (6) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

<テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

- | | | |
|--|---|---|
| ・働き方改革
・ビジネス革新
・人材活用
・危機管理
・地域振興 |  | ライフ・ワーク・バランスの実現
生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
勤務地・働く場所の分散による地域活性化 |
|--|---|---|

<テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 地震・台風・猛暑時等には、積極的にテレワークを実施
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○テレワークトータルサポート事業（令和7年度から）

テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入を支援するほか、テレワーク未導入企業が育児・介護期従業員を対象に規定を整備した場合などに金額を加算するなど、企業の多様なニーズにきめ細かに対応

- テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業（令和7年度から）
テレワークに係る各種課題の検討などを行い、「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた企業へ奨励金（定額 20 万円）を支給
- サードプレイス活用促進事業（令和7年度から）
サテライトオフィス及びワーケーション勤務規定を導入・利用させた企業に奨励金（各規定の導入ごとに定額 10 万円）を支給

19 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
- (3) 「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の充実を図ること。

<現状・課題>

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、「就職氷河期世代支援プログラム」（令和元年6月）の下、国と都が連携し令和2年から令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

経済財政運営と改革の基本方針2024においては、就職氷河期世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行うこととし、これに伴い令和7年度に「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」を設置することとなった。

また、リ・スキリングを含む切れ目のない幅広い社会参加・活躍支援等を行う地方公共団体を支援する社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金が設けられた。

今後、就職氷河期世代が高齢期を迎えるに当たり、低年金や無年金など困窮する状況を防ぐため、就労支援と社会保障が一体となった施策の強化が急がれる。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。
また、就職氷河期世代等の活躍促進に向けた支援の充実を引き続き図ること。
- (2) 就職氷河期世代等の支援については、国と地方自治体が連携し、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会を設置し、都道府県内の支援策の取りまとめ、進捗管理を行うこととされている。本協議会の運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。
- (3) 「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会で策定する事業計画に位置付ける事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参 考

(国の動向)

- (1) 非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援
 - 「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年1月)
 - ・計画期間 平成28年度～平成32年度
 - ・具体的な取組事項((1) ①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等) キャリアアップ助成金の活用促進(平成28年度～平成31年度継続的に実施)
 - 「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」(令和元年5月29日「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」取りまとめ)
 - 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
 - (3) 所得向上策の推進 ①就職氷河期支援プログラム
 - ・支援対象は100万人程度、正規雇用者を30万人増やすことを目指す。
 - ・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援 など
 - 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)
 - 2. 社会課題の解決に向けた取組 (2) 包摂社会の実現
 - 「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」(令和5年12月6日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)
 - 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)
 - 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

20 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 30 年 6 月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）に改正）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の改正が、令和 2 年 4 月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和 3 年 4 月 1 日）された。

平成 30 年 12 月 28 日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が告示されている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応を取れるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。
なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。
- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参 考

(国の動向)

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備

・施行日 令和2年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

2 1 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率 2.7 パーセントへの段階的な引上げや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

<現状・課題>

都における令和 6 年 6 月 1 日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.29 パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.5 パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和 6 年度から 2.5 パーセント、令和 8 年度から 2.7 パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和 6 年 4 月から週 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週 20 時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が 2.7 パーセントへ段階的に引き上げられることや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入れノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

各年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 30 年 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和 2 年 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和 3 年 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)
令和 4 年 (対前年比)	138,907.0 (0.8%)	46,513.0 (5.4%)	43,055.5 (14.6%)
令和 5 年 (対前年比)	140,206.0 (0.9%)	48,549.0 (4.4%)	50,577.0 (17.5%)
令和 6 年 (対前年比)	142,542.5 (1.7%)	50,706.5 (4.4%)	58,652.0 (16.0%)

※雇用者数（人）はカウント数

2 2 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保した上で、時限措置となっている補助事業を恒久化すること。また、災害対応力の強化に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が 99.7%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ部は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このことから、都は、島しょの超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成 22 年度に小笠原、平成 28 年度に神津島、御蔵島、平成 29 年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開されており、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備に当たっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。整備後も安定した通信ネットワーク環境を維持していくためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくことが重要である。

国においては、令和 4 年 6 月の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正により創設されたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、民間事業者を対象としたものであり、自治体である都の施設は対象外となった。一方、令和 3 年度に補助事業の見直しがなされ、災害への対応含め維持管理に要する経費について補助の対象となったが、令和 7 年度までの時限的な措置となっている。

また、頻発する自然災害への対応も急務であり、減災に向けた通信ネットワークの再整備に対する国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 情報通信基盤の整備後の維持管理の負担が大きいことから、ユニバーサルサービス制度の対象外となっている都の施設について、時限となっている維持管理に係る補助事業を恒久化すること。
- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

2 3 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 水産庁・海上保安庁・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都には伊豆諸島、小笠原諸島に至る日本の約4割を占める広大な排他的経済水域があり、基幹産業として漁業が営まれ、島しょ地域の経済を支えている。

この伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に、平成26年9月から平成27年1月までにかけて、多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業が行われた。

また、平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で調査し、中国漁船の漁網が海底に残存しているなど、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響を確認した。

さらに、平成31年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生した。

都は、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を定期的実施している。

国においては、海上保安庁や水産庁による取締りが行なわれており、令和3年3月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

こうした対策の効果もあり、現在、中国漁船の違法操業は確認されていないが、今後も、違法操業への懸念は払しょくされていないことから、引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するためにあらゆる必要な対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な対策を講じること。

- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き行うこと。

2 4 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

【最重点】

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化され、令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記された。また、令和7年度末までの時限立法である同法は、10年間延長されることとなった。

男性が大多数を占める業界において、近年、雇用に限らず個人事業主などの形態で、土木現場等で活躍する女性が増えている。一方、現場で働く全ての女性に共通するトイレ等労働衛生面の課題に対し、対応が進んでいない状況があり、その改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等、女性活躍推進法の延長後も改正内容に応

じて、引き続き強化をすること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。
- (3) 男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。
- (4) 女性の職域拡大が進むよう、建設や運輸などの現場において、個人事業主等を含む女性が働きやすい環境整備について法制面での対応を図るなど改善を促進すること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入（106万円又は130万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、奨励金を支給している。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等を取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）（令和6年6月11日決定）」では、「いわゆる「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、次期年金制度改正において制度の見直しに取り組む。」とされている。

令和5年10月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、（1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を進め、年収の壁を意識せ

ずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進している。

また、令和6年財政検証結果を踏まえた今後の年金制度改正に当たっては、短時間労働者の被用者保険の適用に係る要件のうち、賃金要件及び企業規模要件の撤廃等を目指す方針が示されており、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行について、着実に見直しを進めていくことが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

25 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者には「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 7 年 3 月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 50,671 件となり、都の政策連携団体等も 38 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業受注拡大プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 <ビジネスチャンス・ナビ>

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



<令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ>

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧 (抜粋)

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告 (令和3年6月) (抜粋)

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

2 6 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業の脱炭素の取組の促進に向け、J-クレジットの創出に向けた支援や、海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、令和6年度補正予算の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において工場・事業場で実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援するなどしている。

カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン (Scope 3) までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、企業が脱炭素化の取組を進めるに当たり、自らの省エネや再エネ活用等の取組に加え、自社では削減が困難な排出量についてオフセットが可能なカーボンクレジットの活用も有効である。

国は、J-クレジット制度を運営し、事業者等の省エネ・再エネ設備導入等を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しているが、制度創設以降、J-クレジットの認証量や償却量は増加していない。さらに、排出量取引制度 (GX-E TS) が令和5年度から試行的に開始され、令和8年度から本格的な稼働が予定されているが、本格稼働に当たっては、J-クレジット及びJ CMの活用のみが認められる予定で、カーボンクレジットの質・活用の両面で国際的なルールメイキングが進む海外ボランタリークレジットは対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業の更なる脱炭素化の取組を後押しするため、プログラム型プロジェクトなどのJ-クレジットの創出に向けた支援をより一層進めるとともに、カーボンクレジットを活用してブランディングを行う取組に対する支援を行うなど、良質で信頼性の高い海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実【最重点】

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。さらに、令和6年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所・東京商工会議所が令和6年6月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が約6割に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、適正な価格での取引推進に向けた仕組みについて、その実効性をより一層向上させること。

28 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置 及び中小M&A市場における健全な環境整備

(提案要求先 財務省・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の資産相続時における税負担の更なる軽減措置の強化を図ること。
- (2) 中小M&A市場における健全な環境整備に向けた対策の強化を図ること。

<現状・課題>

国はスムーズな事業承継を支援するために、非上場株式の相続税や贈与税の納税を猶予する制度である事業承継税制について、平成30年度税制改正では、事業承継の一層の促進を図るため、10年間の特例措置として、今後5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、猶予対象となる株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合を100%とすることで承継時の納税負担をなくすことをはじめ、雇用の8割維持の要件の実質的な撤廃、更には、経営環境の変化に応じて、自主廃業や株式売却を行う際の税負担を軽減するなどの特例措置を講じている。

また、令和元年度税制改正では、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間の特例措置を創設し、5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、個人の土地・建物を含む多様な事業用資産の承継に係る相続税及び贈与税の納税猶予割合を100%とすることとしている。加えて、令和4年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の提出期限が1年延長され、さらに令和6年度税制改正において、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、法人版特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限がそれぞれ2年延長された。そして令和7年度税制改正において、後継者の役員就任要件が、贈与の直前において役員等であることに変更された。

こうした非上場株式及び個人の事業用資産に係る相続税、贈与税の税負担について抜本的な拡充が行われる中、事業用の宅地などその他事業用資産に係る税負担については、一定の特例措置により相続税負担の軽減が図られているものの、依然として事業者にとっては重い負担となっており、更なる軽減措置が望まれる。

高齢化が急速に進展する中、後継者不足に直面する中小企業等の経営者にとって、事業承継は重要な経営課題であることから、更なる円滑化に向けて、相続税をはじめ事業承継に関連する税の負担軽減をより一層拡充する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰等の急激な経営環境の変化

により、事業承継に向けた取組が遅れている中小企業に対して一層配慮する必要があり、事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長措置を講じる必要がある。

また、後継者の決定した中小企業においても一定の準備期間を要することから特例措置の適用期限の延長措置も講じる必要がある。

加えて、近年では、後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法としてM&Aが浸透してきている。国においては、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、M&A支援機関の登録制度を設けるとともに、M&Aの基本的な事項や手数料の目安、M&A仲介業者等に対する適切な行動指針等を示した「中小M&Aガイドライン」を策定する等の取組を実施しているが、不適切な譲り受け側企業等の存在や経営者保証に関するトラブル、M&A専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題が発生している。国ではガイドラインの改訂等により対策を行っているところであるが、中小M&A市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 特定の小規模宅地等の相続税評価額を軽減する特例の対象を、400 m²を超える部分にも拡充するなど、中小企業の事業承継に伴う相続税負担の一層の軽減を図ること。
- (2) 事業承継者に過度な負担とならない相続税の課税ベース及び税率構造とすること。
- (3) 特例承継計画等の提出期限（令和8年3月末）並びに特例措置の適用期限（法人版事業承継税制は令和9年12月末、個人版事業承継税制は令和10年12月末）を延長すること。
- (4) 中小M&A市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化を図ること。

参 考

(1) 小規模宅地等の課税の特例 (25 年度税制改正の内容)

- 「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」に係る特例の適用対象限度面積を 240 ㎡から 330 ㎡に拡充
- 「①被相続人等の事業の用に供されていた宅地等」と「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」(貸付事業用宅地等は除く)の併用を可能に拡充

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	適用対象限度面積	減額割合		
①	被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400 ㎡	80%	
		貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400 ㎡	80%
			一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 ㎡	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 ㎡	50%	
②	被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	特定居住用宅地等に該当する宅地等	330 ㎡	80%		

25 税制改正前 240 ㎡

(2) 相続税法の一部改正 (25 年度税制改正の内容)

	改正前	改正後																												
定額控除	5,000 万円	3,000 万円																												
法定相続人比例控除	1,000 万円に法定相続人数を乗じた金額	600 万円に法定相続人数を乗じた金額																												
相続税の税率構造	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">税率</td><td></td></tr> <tr><td>1,000 万円以下の金額</td><td>10%</td></tr> <tr><td>(中略)</td><td></td></tr> <tr><td>3 億円以下の金額</td><td>40%</td></tr> <tr><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>3 億円超の金額</td><td>50%</td></tr> <tr><td>-</td><td></td></tr> </table>	税率		1,000 万円以下の金額	10%	(中略)		3 億円以下の金額	40%	-		3 億円超の金額	50%	-		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">税率</td><td></td></tr> <tr><td>同左</td><td></td></tr> <tr><td>(中略)</td><td></td></tr> <tr><td>2 億円以下の金額</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3 億円以下の金額</td><td>45%</td></tr> <tr><td>6 億円以下の金額</td><td>50%</td></tr> <tr><td>6 億円超の金額</td><td>55%</td></tr> </table>	税率		同左		(中略)		2 億円以下の金額	40%	3 億円以下の金額	45%	6 億円以下の金額	50%	6 億円超の金額	55%
税率																														
1,000 万円以下の金額	10%																													
(中略)																														
3 億円以下の金額	40%																													
-																														
3 億円超の金額	50%																													
-																														
税率																														
同左																														
(中略)																														
2 億円以下の金額	40%																													
3 億円以下の金額	45%																													
6 億円以下の金額	50%																													
6 億円超の金額	55%																													

(3) 非上場株式等(※)に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の主な改正事項

- 平成 30 年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予について、10 年間の特例措置を創設し、抜本的に拡充(※中小企業者である非上場会社の株式又は出資)

改正事項	一般措置	特例措置
納税猶予の対象株式	議決権株式総数の 2/3 まで	上限を撤廃、議決権株式全てを対象
納税猶予割合	相続 80% 贈与 100%	相続の猶予割合を 100%に拡大
雇用要件	5 年間平均で 8 割を維持	実質的に撤廃
対象者	1 人の先代経営者から 1 人の後継者へ	複数の株主から代表者である後継者(最大 3 人)へ
自主廃業、売却時の納税対象時期	納税額を承継時の株価で算定 定めなし	自主廃業・売却時の株価で算定 2018 年から 2027 年までの相続・贈与 ※2024 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要(令和 4 年度税制改正延長後) ※2026 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要(令和 6 年度税制改正延長後)
後継者要件	定めなし	贈与の日まで 3 年以上継続して役員等であることから贈与の直前において役員等であることに変更(令和 7 年度税制改正)

(4) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の主な改正事項

○令和元年度税制改正「個人の事業用資産に係る相続税及び贈与税の納税猶予の創設」

事 項	内 容
納税猶予の対象	事業用資産（土地 400 m ² まで、建物 800 m ² まで、機械・器具備品等）
納税猶予割合	相続 100% 贈与 100%
対象時期	2019 年から 2028 年までの相続・贈与 ※2024 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要 ※2026 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要（令和 6 年度税制改正延長後）
その他	既存の事業用小規模宅地特例との選択制

29 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションの進展など産業構造が変化する中、中小企業ではデジタル人材等の確保・育成が大きな課題となっており、求職者に対する職業訓練や在職者へのリスキリングにより、産業構造の変化に適切に対応することができる人材を育成していくことが求められる。

一方、外国人材の受入れについては、国による新たな在留資格の創設等により拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

特定技能制度・技能実習制度の見直しについては、令和6年6月に出入国管理及び難民認定法などの改正が国会で成立したところであるが、新制度においては、制度見直しの趣旨を踏まえ企業と外国人材双方にとって意義のある運用が図られる必要がある。

加えて、国は、令和4年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図

- ること。
- (3) デジタル人材をはじめとする産業構造の変化に対応するための人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
 - (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図るとともに、特定技能制度・技能実習制度について、制度見直し後の円滑な移行が行われるよう、普及啓発や必要な支援の検討を進めること。
 - (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
 - (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

30 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍を経て一層顕著となったデジタル化の進展などがみられる現状において、中小企業の持続的な成長のためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことがもはや不可欠な状況となっている。

こうした中、国では中小企業省力化補助金にオーダーメイド形式も幅広く対象となる「一般型」を新設するとともに、「IT導入補助金」において、ITの“導入”だけでなく“定着”を促す支援も補助対象とするなど、中小企業のデジタル化を推進している。

また、都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

3 1 高齢者の就業を推進するための支援の充実 【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和5年度の65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は66,018人で増加傾向だが、令和5年度における就職率は、若干上昇したものの21.1%(東京労働局)にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和3年4月に施行された改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目(①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供)のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められているが、令和6年「高年齢者雇用状況報告書」(令和6年12月東京労働局)によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、70歳まで継続して働ける企業は25.2%である。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

3 2 ソーシャルファームの普及

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

<現状・課題>

都では令和元年 12 月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第 91 号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和 2 年 6 月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。

また、令和 3 年 3 月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和 7 年 3 月末までに、就労に困難を抱える方の積極的な雇用等に取り組む 61 事業所の認証を行ってきた。さらに、25 事業所が予備認証事業所として東京都認証ソーシャルファーム事業所としての認証を目指して取り組んでおり、ソーシャルファームの創設の気運がより一層高まっている。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図るとともに、就労に困難を抱える方々に働く場を提供し続けることができるよう支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。
- (2) ソーシャルファームの創設や活動の促進への支援を検討している地方公共団体に対し、取組実現の後押しにつながるよう、積極的な支援を行うこと。
- (3) 都が認証したソーシャルファームについて、その立上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

参 考

○「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」
第3条（国及び独立行政法人等の責務）、第4条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- ・「地方自治法」
第234条第2項（契約の締結）
- ・「地方自治法施行令」
第167条の2第1項第3号（随意契約）

3 3 ハラスメント防止対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省・消費者庁)
(都所管局 産業労働局・生活文化局)

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

特に、顧客等が従業員等に対して社会的な常識や通念を超えた言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行うことを抑えるため、企業等への支援の充実や顧客等としての消費者への普及啓発など、法制化に併せ、対策を一層強化すること。

<現状・課題>

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント対策の法制化が図られた。これにより、事業主にパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられ、令和2年6月から施行（中小企業への適用は令和4年4月）されている。

また、セクシュアルハラスメント等防止対策に関しては、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど男女雇用機会均等法等の改正が行われ、事業所の規模を問わず令和2年6月から施行されている。

さらに、令和2年1月には、国において、職場におけるハラスメント関係指針が策定され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に関して、事業主が講ずべき措置等の指針が示された。

加えて、国においては、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメントといった社会的問題を踏まえ、更なる対策の強化を図るため、各ハラスメントへの対策を事業主の雇用管理上の措置義務とし、指針において具体的な内容を明確化することが検討されている。

一方、製品を買い求める顧客やサービスの利用者等から過大な要求や不当なクレームを受け、働く方が人格を傷つけられ精神的なダメージを受ける状況が生じている中、国は指針において、事業主が行うことが望ましい取組を示すとともに、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しているが、民間での取組を実効性あるものとしていく必要がある。

都では、このような認識の下、専門家等の検討を踏まえ、現場における対応のよりどころとなるよう、独自に条例化の検討を重ね、令和6年10月に「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」を制定し、令和7年4月1日に施行した。

また、対応のよりどころとなる指針（ガイドライン）や各団体共通マニュアルを策定し、サービスを受ける側も提供する側も相互に尊重されるような条例の理念を浸透させる取組を進めている。

< 具体的要求内容 >

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関して、事業主及び労働者に対してきめ細かく法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。中小企業においては、令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を拡充すること。

また、特に、顧客やサービスの利用者等が企業の従業員等に対して社会的な常識や通念を超えた言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行うことを抑えるため、事業主、労働者に加え顧客・利用者等としての消費者に向けた普及啓発や業種・業態等に応じた企業等へのきめ細かな支援を充実させるなど、法制化に併せ、対策の一層の強化を図ること。

3 4 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和6年7月に経営力強化保証制度、令和7年3月に経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び協調支援型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しする必要がある。

また、セーフティネット保証制度（5号）については、令和6年12月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は業況が悪化している中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、様々な社会経済情勢の影響により経営

改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

- (3) 中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度（5号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

3 5 消費生活相談業務のD X化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化局)

国が推進している消費生活相談D X化に係る新システムについて、全国の自治体に過度な負担なく確実に導入されるよう自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計・運用とすること。また、自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

<現状・課題>

国においては、令和3年度に消費生活相談のD X化に向けてアドバイザリーボードでの検討を開始し(※)、令和5年7月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023」及び「消費生活相談サービス運営標準ガイドライン」(以下これらを「アクションプラン等」という。)を公表している。しかし、今後も継続して質の高い消費生活相談を提供していくためには、消費生活相談のD X化に係る新システム及び相談体制等の構築に関し、更に実情に即した制度設計が必要である。

現行のPIO-NETは国において回線・端末等を調達・運用し、無償貸与してきた。しかし、新システムの導入に当たっては、各自治体において、回線・端末・周辺機器等の調達・運用を行わなくてはならないため、自治体の負担増につながるものが懸念される。

<具体的要求内容>

新システムの導入を円滑に進めるため、自治体に対し、早期にシステムの具体的な内容について情報提供を行うとともに、意見交換できる場を設定すること。

また、相談現場に混乱が生じないように、新システムの試行を早期に開始するとともに、消費生活相談員等に対する業務・操作研修を十分に実施すること。

あわせて、これらの体制整備・運用に必要な財源を、継続的・安定的に措置すること。

自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

※ アドバイザリーボードには都も自治体代表として参加している。

36 家庭におけるインターネット利用環境の確保

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

誰一人取り残されることのないデジタル社会を形成していくためには、各家庭における通信環境が重要であることから、社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

<現状・課題>

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している。一方で、家計支出に占める通信費が一定の割合を占めており、低所得世帯等に対する一層きめ細かな支援措置が必要な状況にある。

また、世界と比較して我が国の行政や企業、家庭におけるデジタルシフトは遅れており、それが社会の構造的な課題となっていることが浮き彫りとなっている。

こうした課題を解決していくには、社会インフラのラストワンマイルともいえるべき各家庭の通信環境の格差を是正し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を形成していくことが必要である。

<具体的要求内容>

社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

参 考

○ 根拠等

- ・家計支出に占める通信費に関すること。
[総務省「家計調査（総世帯）」（令和5年）](#)
- ・世界と比較したときの我が国のデジタルシフトの遅れ
（旧）
- ・第1回スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略推進協議会各議題資料

	都市全体のデジタル化 SMART CITY GOVERNMENT RANKINGS 2018/2019 Eden Strategy Institute, O&G&ONG	デジタル/オープンガバメント E-Government Development Index 2018 国連	モビリティ Urban Mobility Index 3.0 Arthur D. Little	キャッシュレス キャッシュレス決済比率 経済産業省「キャッシュレス化」 ※同調査では11ヶ国のみ比較（2015年）
1位	ロンドン	デンマーク	シンガポール	韓国 89.1%
2位	シンガポール	オーストラリア	ストックホルム	中国 60.0%
3位	ソウル	韓国	アムステルダム	(Alipay, WeChatPayのみ含む参考値) カナダ 55.4%
4位	ニューヨーク	イギリス	コペンハーゲン	イギリス 54.9%
5位	ヘルシンキ	スウェーデン	香港	オーストラリア 51.0%
6位	モントリオール	フィンランド	ウィーン	スウェーデン 48.6%
7位	ボストン	シンガポール	ロンドン	アメリカ 45.0%
8位	メルボルン	ニュージーランド	パリ	フランス 39.1%
9位	バルセロナ	フランス	チューリッヒ	インド 38.4%
10位	上海	日本	ヘルシンキ	日本 18.4%
11位	サンフランシスコ	アメリカ	東京	ドイツ 14.9%
：	東京（28位）	：	：	：

出典：各種レポートより作成

（新）

- ・都市全体のデジタル化（東京：22位）
[Eden Strategy Institute「Top 50 Smart City Governments Ranking」](#)
（令和3年）



・デジタル/オープンガバメント（日本：13位）

国際連合「E-Government Survey 2024」（令和6年）

Table (continued)

Country	Region	Sub-Region	City	EDGI Group	Rating Class	EGDI Rank
Eswatini	Africa	Southern Africa	Mbabane	High EGDI	H2	113
Ethiopia	Africa	Eastern Africa	Addis Ababa	Middle EGDI	M2	169
Fiji	Oceania	Melanesia	Suva	High EGDI	H3	93
Finland	Europe	Northern Europe	Helsinki	Very High EGDI	VH	9
France	Europe	Western Europe	Paris	Very High EGDI	V3	34
Gabon	Africa	Middle Africa	Libreville	High EGDI	H2	121
Gambia	Africa	Western Africa	Banjul	Middle EGDI	M1	181
Georgia	Asia	Western Asia	Tbilisi	Very High EGDI	V1	69
Germany	Europe	Western Europe	Berlin	Very High EGDI	VH	12
Ghana	Africa	Western Africa	Kumasi	High EGDI	H2	108
Greece	Europe	Southern Europe	Athens	Very High EGDI	V3	36
Grenada	Americas	Caribbean	St. George's	High EGDI	H3	104
Guatemala	Americas	Central America	Cuidad De Guatemala	High EGDI	H2	122
Guinea	Africa	Western Africa	Conakry	Middle EGDI	M2	160
Guinea-Bissau	Africa	Western Africa	Bissau	Middle EGDI	M2	170
Guyana	Americas	South America	Georgetown	High EGDI	H1	128
Haiti	Americas	Caribbean	Port Au Prince	Low EGDI	L3	186
Honduras	Americas	Central America	Tegucigalpa	Middle EGDI	MH	142
Hungary	Europe	Eastern Europe	Budapest	Very High EGDI	V1	59
Iceland	Europe	Northern Europe	Reykjavik	Very High EGDI	VH	5
India	Asia	Southern Asia	Mumbai	High EGDI	H3	97
Indonesia	Asia	South-Eastern Asia	Jakarta	Very High EGDI	V1	64
Iran (Islamic Republic of)	Asia	Southern Asia	Tehran	High EGDI	H3	101
Iraq	Asia	Western Asia	Baghdad	Middle EGDI	MH	148
Ireland	Europe	Northern Europe	Dublin	Very High EGDI	V3	20
Israel	Asia	Western Asia	Tel Aviv	Very High EGDI	V3	23
Italy	Europe	Southern Europe	Roma	Very High EGDI	V2	51
Jamaica	Americas	Caribbean	Kingston	High EGDI	H3	96
Japan	Asia	Eastern Asia	Tokyo	Very High EGDI	VH	13
Jordan	Asia	Western Asia	Amman	High EGDI	HV	89
Kazakhstan	Asia	Central Asia	Almaty	Very High EGDI	V3	24

・モビリティ（東京：11位）

Arthur D. Little「Urban Mobility Index 3.0」（平成30年）



・キャッシュレス（日本：36.0%）

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「世界主要国におけるキャッシュレス決済比率」（令和4年）



3 7 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化【最重点】

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和 2 年以降、毎年発生し、令和 4 年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行っているが、依然として本病の発生は継続している。

近年では、野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例有り、しかも発症した鶏の位置は鶏舎入口から離れた場所でも確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の 2 分の 1 を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

38 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

<現状・課題>

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、北海道を除き、ほぼ全国に拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

このため、国は、豚熱発生県及びその隣接県(46都府県)をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

都は、国の対策を踏まえ、令和元年12月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシCSF対策協議会を設立し、令和2年3月中旬から本協議会が経口ワクチンを散布し、感染防止に努めてきた。

こうした中、令和3年4月1日に、改正家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、国庫負担金を財源とした都道府県が主体となって行う事務として位置付けられたが、いまだ都道府県事務として散布が行えない状況である。本対策は長期にわたることが見込まれていることから野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

アフリカ豚熱については、有効なワクチンや治療法がなく、国内への侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられている。世界ではアジア、ヨーロッパ、アフリカ各国で発生が続いており、とりわけ韓国では我が国との定期航路のある釜山広域市において野生イノシシの感染が連続して確認され、我が国への侵入リスクがますます高まっている。

国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るPRを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。

また、国内に本病が侵入した場合に備え、法改正を行い、予防的殺処分の規程を定めたほか、令和2年度からワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策に取り組んでいるものの、野生イノシシへの対応については急峻な山地が多く、猟友会や林業関係者の減少かつ高齢化が進んでいるため、実効性を図る等の改善が必要である。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、対策の強化が

必要である。

こうしたことから、以下の要求を行う。

< 具体的要求内容 >

(1) 野生イノシシの豚熱対策の確実な実施

家畜伝染予防法に基づき、散布作業の適期かつ円滑な実施に向け、都府県を事業主体として、必要な財源を国が確保し国庫負担金として交付するよう措置すること。

経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。

(2) アフリカ豚熱の国内侵入防止及びまん延防止策の確実な実施等

空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。

野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合に備え、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法と併せて、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた、実現性のある手法を早急に開発すること。

また、本手法に基づく対応を行うに当たり国は都道府県に対し、死体回収・処理に携わる人材・資材の提供及び十分な予算措置を行うこと。

39 クロマグロの適切な資源管理の推進について

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) クロマグロの適正な資源管理と沿岸漁業の操業実態を反映した漁獲枠の配分を行うこと。
- (2) 漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮すること。
- (3) クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底すること。

<現状・課題>

クロマグロの資源管理については、平成 27 年から中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)による国際的な漁獲規制が導入され、我が国では平成 30 年から漁業法(昭和 24 年法律第 167 号)に基づく漁獲可能量管理が行われている。

こうした取組の結果、資源は回復基調にあり、令和 7 年以降の我が国の漁獲枠は、30 キロ以上の大型魚で従来の 1.5 倍、30 キロ未満の小型魚で 1.1 倍増となり、都においても漁獲枠の順守と消化率の向上に取り組むことにより、当初配分は大型魚で前年度比約 3.3 倍の 61.2 トン、小型魚で約 1.8 倍の 25 トンと大幅な増枠につなげることができた。

国は引き続き、科学的根拠に基づく調査や管理を進め、クロマグロの漁獲枠の更なる拡充に努めるとともに、零細な沿岸漁業の操業実態に配慮した漁獲枠の配分や、他県・大臣許可漁業との調整による漁獲枠の有効活用を図ることが重要である。

また国は、こうした状況の変化を受け、クロマグロの資源管理の高度化に向け、令和 8 年度から漁業者への詳細な漁獲情報報告・買い手への情報伝達の義務付けや、遊漁の届出制導入を予定している。都としても公正かつ厳格なクロマグロの資源管理が必要と考えるが、制度の導入に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮するとともに、制度の実効性担保に必要な監視・取締り体制の整備が不可欠である。特に、伊豆諸島周辺海域では近年のクロマグロ漁場の形成に伴い、プレジャーボートや遊漁船による採捕が増え、漁業との競合も顕在化していることから、国の責務の下、早急に遊漁の管理体制を構築していくことが肝要である。

については、クロマグロの資源管理を一層推進するため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

- (1) クロマグロの漁獲枠の更なる拡大に向け、引き続き科学的根拠に基づく調査や管理に努めるとともに、沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分を行うこと。
- (2) 漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等に過度の負担とならないよう制度設計を行うとともに、DXを積極的に活用すること。
- (3) クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底するとともに、漁業とのトラブルの未然防止を図るため、伊豆諸島周辺海域におけるクロマグロ遊漁に対し取締船の派遣など監視・取締り体制を強化すること。

40 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。
- (2) 漁業収入安定対策事業について、強度資源管理タイプの対象となる魚種の拡大を図ること。
- (3) キンメダイ漁業について、資源管理の強化に伴い許可制を導入すること。

<現状・課題>

キンメダイは、都の漁獲金額の約 45%を占める重要な魚種であり、主要漁場の一つである伊豆諸島周辺海域では、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の漁船が入り会って操業を行っている。

これらの1都3県の漁業者は、キンメダイの持続的な利用を図るため、体長の制限や禁漁区の設定、漁具の制限などの自主的な資源管理に取り組んできた。

しかし、海洋環境の変動等により漁獲量は長期的に減少傾向にあり、キンメダイの資源回復は重要な課題となっている。

こうした中、国で改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の下、キンメダイを漁獲可能量（TAC）管理の対象に加える方針を示しており、これまで資源管理に取り組んできた漁業者は、更なる規制の強化につながるのではないかと不安を募らせている。

持続可能なキンメダイ漁業の実現に向け、資源管理を推進していくためには、国において、漁業操業実態を把握し、より精度の高い資源評価に基づき、関係者の合意の下、取組を進めることが必要である。また、漁獲量の減少による経営への影響に不安を抱える漁業者へのサポートを図るとともに、無秩序な漁場への参入を抑制していくことも不可欠である。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 水揚げ情報の収集体制の構築

キンメダイ漁業について、資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。

- (2) 漁業収入安定対策事業の拡充

キンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組む漁業者

が、漁獲金額が減少した場合に経営の安定が図れるよう、資源管理指針・計画作成要領を改正し、強度資源管理の対象を拡大するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

(3) 資源管理の強化に伴う許可制の導入

無秩序な参入抑制の観点から、国による許可制を導入すること。許可制の導入に当たっては新規就業者の確保・育成の観点にも配慮すること。

4 1 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

<現状・課題>

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

<具体的要求内容>

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。

4 2 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実

(提案要求先 公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備に向け、法の周知の徹底と適切な運用等を図ること。

<現状・課題>

内閣官房等がフリーランスを対象に行った令和3年の調査で、優越的地位にある事業者がその地位を利用し、正常な商慣習に照らしてフリーランスに不当に不利益を与えている実態が明らかになった。

また、育児・介護休業法や労働施策総合推進法で、職場のハラスメント防止措置が全ての企業において義務付けされるなど、労働者の職場環境についての整備が進む一方、労働者性が認められづらいフリーランスの就業環境については、その整備がまだまだ十分とは言えない状況にある。

令和6年5月から6月にかけて公正取引委員会と厚生労働省が共同で実施した実態調査において、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」公布後、施行前までにその認知が十分でない状況も見受けられることから、令和6年11月に施行された同法の適切な運用に向けて、各事業者に対する周知啓発や支援の充実を図り、フリーランスが安心して働ける環境の整備を促進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める取引の適正化や就業環境の整備等について、委託事業者とフリーランスの双方に十分理解されるよう、周知啓発のほか、相談対応等において具体的な助言を行うこと。
- (2) 委託事業者がフリーランスからの申出に応じて、育児介護等と両立して業務遂行できるよう必要な配慮を行い、また、ハラスメント行為に係る相談対応など必要な体制の整備等に取り組むように後押しするため、必要な措置を講じること。
- (3) フリーランスの就業形態などに関する調査により把握した実態を踏まえ、今後も継続して、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために必要な対策を検討すること。

参 考

(国の動向)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の概要等

○趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備する。

○内容

- ① 特定受託事業者に係る取引の適正化
- ② 特定受託業務従業者の就業環境の整備
- ③ 違反した場合等の対応
- ④ 相談対応等の取組

・施行日 令和6年11月1日